

証券コード：3419
2020年1月14日

株主各位

東京都江東区福住一丁目8番8号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長 田 中 豊

第28回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月29日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月30日（木曜日） 午前10時
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 T K P新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第28期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書及び類計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.artgreen.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自2018年11月1日 至2019年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策や日本銀行の金融緩和政策等、雇用情勢や所得環境の改善により緩やかな回復基調を継続しているものの、米中通商問題や中東情勢の悪化、英国のEU離脱問題等、国際情勢による国内経済への影響は、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、長い梅雨明け後の猛暑、台風や豪雨等、全国的に自然災害が多く、経済活動にも大きな影響を与えました。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、2018年11月から2019年10月までの、らん鉢(胡蝶蘭)取扱金額は3,765百万円(前期比6.4%増)、数量では811千鉢(前期比1.9%減)と、取扱数量は微減したものの、取扱金額は増加いたしました。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業は、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客への深耕営業により、売上高は堅調に推移いたしました。

ナーセリー支援事業では、胡蝶蘭の生産指導を継続的に行い、国内提携農園で生産される胡蝶蘭の品質向上に取り組みました。復興事業の一環として福島県葛尾村で取り組んでおります農業再生支援では、葛尾村で生産されました胡蝶蘭『hope white(ホープホワイト)』が、2018年の復興大臣賞受賞に続き「埼玉県知事賞」を受賞するなど、順調に支援業務を進めることができました。また、岡山県に開設しました岡山農場での胡蝶蘭生産も順調に進み、西日本エリアでの胡蝶蘭の安定供給が可能となりました。

フューネラル事業は、大都市圏を中心とした核家族化や葬祭規模の縮小等により葬儀単価が逡減しており、当社においても単価の下落傾向が続き、売上に影響を受けました。

販売費及び一般管理費につきましては、岡山農場に係る費用の発生、本社移転による地代家賃の増加等により増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,023,374千円、営業利益は43,224千円、経常利益41,346千円、親会社株主に帰属する当期純利益16,756千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

(フラワービジネス支援事業)

フラワービジネス支援事業につきましては、異業種参入支援業務における既存取引先への企画提案・販売強化及び経費削減ビジネスモデルの新規顧客開拓に注力いたしました。

また、2018年11月に連結子会社化しました合同会社日本プリザーブドフラワー協会で取り扱う商材「プリザーブドフラワー」の販売や提案等により、新たな事業展開への取り組みも進めました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,405,095千円となりました。

(ナーセリー支援事業)

ナーセリー支援事業につきましては、国内提携農園の継続した生産指導及び復興事業の一環として取り組んでおります福島県葛尾村での胡蝶蘭栽培による農業再生事業支援の強化に注力いたしました。

また、2018年11月に岡山県に開設しました岡山農場での胡蝶蘭生産も順調に進み、西日本エリアでの胡蝶蘭販売においても商品の安定供給が可能となりました。

国内提携農園で生産された胡蝶蘭の品質も向上し、安定的に自社製品として活用する割合も増加したことにより、市場からのセリ入荷量を抑制することができ、結果として市場への出荷量は減少いたしました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は505,043千円となりました。

(フューネラル事業)

フューネラル事業につきましては、既存取引先等からの紹介による新規顧客開拓の営業強化に注力いたしました。葬儀業界全体の環境としましても、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に今後も増加するものと推計されており、年々葬儀件数は増加する一方、大都市圏を中心に家族葬や密葬等、葬儀の小型化により葬儀単価が減少しており、当社においても同様に単価の下落傾向が続いております。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は113,235千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は9,871千円であり、その主なものは岡山農場空調工事4,457千円、WEB受注システム1,770千円、胡蝶蘭ベンチ1,500千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金として、金融機関より長期借入金140,000千円の資金調達及び115,678千円の返済を行いました。また、社債の償還20,000千円を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2018年11月1日付で合同会社日本プリザーブドフラワー協会の持分の80.0%を取得し、同社を連結子会社とし、さらに2019年10月18日付で同社の持分の20.0%を追加取得いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの所属する花き業界は、婚姻件数の減少傾向や1件当たり単価の下落によるブライダル需要の低迷など、市場規模が微減傾向にあり、当社グループの経営環境は引き続き厳しいものと認識しております。一方、国内の経済はなお、底堅く推移していることもあり、贈答用の花き類の需要は堅調に推移しており、また、企業の労働環境の整備などによるオフィス環境へのグリーン導入をはじめ、環境関連への需要も高まっております。このような状況下、当社は、主力事業であるフラワービジネス支援事業を中心に、既存事業の更なる拡大を図ると共に、その周辺事業への新たな取り組みを加速させていく為に、次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを活かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社グループの事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第25期 (2016年10月期) | 第26期 (2017年10月期) | 第27期 (2018年10月期) | 第28期 (当連結会計年度) (2019年10月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円) | — | — | — | 2,023,374 |
| 経常利益 (千円) | — | — | — | 41,346 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | — | — | — | 16,756 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | — | — | — | 14.86 |
| 総資産 (千円) | — | — | — | 889,476 |
| 純資産 (千円) | — | — | — | 444,460 |
| 1株当たり純資産額 (円) | — | — | — | 393.97 |

(注) 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第25期 (2016年10月期) | 第26期 (2017年10月期) | 第27期 (2018年10月期) | 第28期 (当事業年度) (2019年10月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円) | 1,715,402 | 1,734,627 | 1,835,565 | 2,008,725 |
| 経常利益 (千円) | 51,334 | 60,295 | 23,014 | 40,092 |
| 当期純利益 (千円) | 38,124 | 40,356 | 10,614 | 16,556 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 35.03 | 36.01 | 9.44 | 14.68 |
| 総資産 (千円) | 703,294 | 861,972 | 801,625 | 880,621 |
| 純資産 (千円) | 374,489 | 415,393 | 426,534 | 443,253 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 334.24 | 370.51 | 378.21 | 392.89 |

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|---------|--------------|------------------|
| 合同会社日本プリザーブドフラワー協会 | 3,000千円 | 100.00% | フラワービジネス 支援事業 |

(注) 2018年11月1日付で合同会社日本プリザーブドフラワー協会の持分の80.0%を取得し、同社を連結子会社とし、さらに2019年10月18日付で同社の持分の20.0%を追加取得いたしました。

(11) 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

| 事業区分 | 事業の内容 |
|--------------|-------------------------------|
| フラワービジネス支援事業 | 生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業 |
| ナーセリー支援事業 | 農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援 |
| フェーネラル事業 | 葬祭用切花の販売 |

(12) 主要な事業所 (2019年10月31日現在)

① 当社

| 名称 | 所在地 |
|-----------|-----------------------|
| 本社 | 東京都江東区福住一丁目8番8号 |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市中川区西日置二丁目6番5号 |
| 福岡営業所 | 福岡県福岡市博多区吉塚三丁目31番65号 |
| 大阪鶴見仲卸事業所 | 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目7番70号 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|--------------------|-----------------|
| 合同会社日本プリザーブドフラワー協会 | 東京都江東区福住一丁目8番8号 |

(13) 使用人の状況（2019年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 66名 | — |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（34名）は含んでおりません。

2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 66名 | 3名増 | 34歳4ヶ月 | 4年8ヶ月 |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（29名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（2019年10月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 45,002千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 33,817千円 |
| 株式会社群馬銀行 | 24,162千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 21,660千円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 18,030千円 |
| 株式会社阿波銀行 | 13,632千円 |

2. 会社の株式に関する事項（2019年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
 (2) 発行済株式総数 1,128,158株（自己株式242株を除く）
 (3) 株主数 1,535名
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------|----------|--------|
| 田中 豊 | 716,000株 | 63.47% |
| 根本 和典 | 84,000株 | 7.45% |
| 花キュービット株式会社 | 48,000株 | 4.25% |
| 芝田 新一郎 | 20,000株 | 1.77% |
| 堀 威夫 | 18,000株 | 1.60% |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 13,000株 | 1.15% |
| 森田 厚 | 10,000株 | 0.89% |
| 佐藤 顕勝 | 7,700株 | 0.68% |
| 山口 洋 | 4,700株 | 0.42% |
| 伊藤 正之 | 4,000株 | 0.35% |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（2019年10月31日現在）

| 名称 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 発行決議日 | 2013年10月31日 | 2014年10月31日 |
| 新株予約権の数 | 124個 | 5個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 49,600株 | 当社普通株式 2,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 148円 | 252円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2015年10月28日～ 2023年10月27日 | 2016年11月2日～ 2023年10月30日 |
| 保有人数及び新株予約権の数 | | |
| 当社取締役(社外取締役除く) | 4名 65個 | — |
| 当社監査役 | 1名 1個 | 1名 1個 |
| 新株予約権の主な行使条件 | (注) 2 | (注) 2 |

(注) 1. 2015年8月5日開催の取締役会決議において、2015年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要するものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
- ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
- ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（2019年10月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|--------------------------|
| 代表取締役社長 | 田 中 豊 | 合同会社日本プリザーブドフラワー協会 職務執行者 |
| 専務取締役 | 根 本 和 典 | 事業本部長 |
| 専務取締役 | 柴 田 益 司 | — |
| 取締役 | 伊 藤 正 之 | 事業本部副本部長 |
| 取締役 | 芝 田 新一郎 | 管理部長 |
| 取締役 | 村 田 則 夫 | 営業本部長 |
| 取締役 | 小 松 隆 一 | — |
| 常勤監査役 | 横 田 孝 | — |
| 監査役 | 藤 本 健 介 | — |
| 監査役 | 山 田 孝 雄 | — |

- (注) 1. 取締役のうち、小松隆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、横田孝及び山田孝雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役のうち、山田孝雄氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役小松隆一氏及び常勤監査役横田孝氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 員数 (名) | 報酬等の総額 (千円) |
|------------------|-----------|-------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 7 (1) | 54,610 (600) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 4,440 (3,840) |
| 合計 (うち社外役員) | 10 (3) | 59,050 (4,440) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額は、2018年1月30日開催の株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分5,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の総額は、2008年1月25日開催の株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|---------|---|
| 社外取締役 | 小 松 隆 一 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 横 田 孝 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会16回のうち16回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。 |
| 社外監査役 | 山 田 孝 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会16回のうち15回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。 |

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

丸の内監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、2019年1月30日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに丸の内監査法人が会計監査人に選任され就任しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 13,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当事業年度において、有限責任 あずさ監査法人に支払われた報酬等はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、監査報酬見積額の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社は、取締役及び業務執行者の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図ります。また、当社及び当社子会社は、リスク管理規定その他社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。当社子会社においては、当社代表取締役も出席する月1回の定例会議により、子会社の役員等の職務の執行に係る事項の報告を受け、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事

評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社のすべての取締役等及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

- ⑧ その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回以上、計13回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

- ② 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計16回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤ 反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に1度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 743,727 | 流 動 負 債 | 311,412 |
| 現金及び預金 | 352,115 | 買 掛 金 | 71,108 |
| 受取手形及び売掛金 | 233,831 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 商品及び製品 | 37,703 | 1年内返済予定の長期借入金 | 84,244 |
| 仕 掛 品 | 102,885 | リ ー ス 債 務 | 917 |
| 原材料及び貯蔵品 | 74 | 未 払 金 | 50,371 |
| 前 払 費 用 | 11,071 | 未 払 費 用 | 15,873 |
| 前 渡 金 | 9,187 | 未 払 法 人 税 等 | 28,321 |
| そ の 他 | 11,265 | 未 払 消 費 税 等 | 12,106 |
| 貸倒引当金 | △14,407 | 賞 与 引 当 金 | 17,659 |
| 固 定 資 産 | 145,749 | 株 主 優 待 引 当 金 | 2,147 |
| 有 形 固 定 資 産 | 18,188 | そ の 他 | 8,662 |
| 建物及び構築物 | 6,293 | 固 定 負 債 | 133,603 |
| 土 地 | 2,590 | 社 債 | 40,000 |
| リ ー ス 資 産 | 5,558 | 長 期 借 入 金 | 87,910 |
| そ の 他 | 3,745 | リ ー ス 債 務 | 4,753 |
| 無 形 固 定 資 産 | 33,585 | そ の 他 | 940 |
| ソフトウェア | 4,938 | 負 債 合 計 | 445,015 |
| の れ ん | 28,503 | (純 資 産 の 部) | |
| そ の 他 | 144 | 株 主 資 本 | 443,337 |
| 投資その他の資産 | 93,975 | 資 本 金 | 139,732 |
| 投資有価証券 | 12,645 | 資 本 剰 余 金 | 91,717 |
| 敷金・保証金 | 24,045 | 利 益 剰 余 金 | 212,352 |
| 保険積立金 | 39,104 | 自 己 株 式 | △465 |
| 破産更生債権等 | 11,879 | その他の包括利益累計額 | 1,123 |
| 繰延税金資産 | 12,184 | その他有価証券評価差額金 | 1,123 |
| そ の 他 | 5,994 | 純 資 産 合 計 | 444,460 |
| 貸倒引当金 | △11,879 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 889,476 |
| 資 産 合 計 | 889,476 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2018年11月1日
至2019年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,023,374 |
| 売 上 原 価 | | 1,140,735 |
| 売 上 総 利 益 | | 882,638 |
| 販売費及び一般管理費 | | 839,413 |
| 営 業 利 益 | | 43,224 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 79 | |
| 受 取 配 当 金 | 86 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 208 | |
| そ の 他 | 654 | 1,029 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,321 | |
| 社 債 利 息 | 154 | |
| 為 替 差 損 | 583 | |
| そ の 他 | 848 | 2,907 |
| 経 常 利 益 | | 41,346 |
| 特 別 利 益 | | |
| 受 取 出 向 料 | 1,775 | 1,775 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 43,121 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 28,271 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △2,481 | 25,789 |
| 当 期 純 利 益 | | 17,331 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 575 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 16,756 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2018年11月1日)
(至2019年10月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|---------|--------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 139,703 | 89,815 | 195,596 | △446 | 424,668 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 29 | 29 | | | 59 |
| 自己株式の取得 | | | | △18 | △18 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 16,756 | | 16,756 |
| 連結子会社株式の追加取得による持分の増減 | | 1,871 | | | 1,871 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 29 | 1,901 | 16,756 | △18 | 18,668 |
| 当期末残高 | 139,732 | 91,717 | 212,352 | △465 | 443,337 |

| | その他の包括利益累計額 | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|---------------|---------------|---------|---------|
| | その他の有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,002 | 1,002 | 1,296 | 426,967 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | 59 |
| 自己株式の取得 | | | | △18 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 16,756 |
| 連結子会社株式の追加取得による持分の増減 | | | | 1,871 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 121 | 121 | △1,296 | △1,175 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 121 | 121 | △1,296 | 17,493 |
| 当期末残高 | 1,123 | 1,123 | - | 444,460 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

合同会社日本プリザーブドフラワー協会

当連結会計年度において、合同会社日本プリザーブドフラワー協会の持分を取得し子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関係会社数

1社

会社等の名称

A & A株式会社

当連結会計年度より、連結計算書類を作成することとなったため、A & A株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

a 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～29年

その他 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① のれんの償却方法および償却期間

10年間で均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,182千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末株式数 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式の総 数 | | | | |
| 普通株式(株) | 1,128,000 | 400 | — | 1,128,400 |
| 合計(株) | 1,128,000 | 400 | — | 1,128,400 |
| 自己株式の数 | | | | |
| 普通株式(株) | 229 | 13 | — | 242 |
| 合計(株) | 229 | 13 | — | 242 |

(注) 1. 発行済株式の増加400株の内訳は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の増加13株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 51,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。当社グループでは、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に実行できなくなるリスク)については、当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）をご参照ください）。

| | 連結貸借対照表計 上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|------------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 352,115 | 352,115 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 233,831 | 233,831 | — |
| (3) 投資有価証券 | 2,445 | 2,445 | — |
| (4) 破産更生債権等 | 11,879 | | |
| 貸倒引当金（※1） | △11,879 | | |
| 差引 | — | — | |
| 資産計 | 588,393 | 588,393 | — |
| (1) 買掛金 | 71,108 | 71,108 | — |
| (2) 未払金 | 50,371 | 50,371 | — |
| (3) 未払法人税等 | 28,321 | 28,321 | — |
| (4) 未払消費税等 | 12,106 | 12,106 | — |
| (5) 社債（※2） | 60,000 | 59,371 | △628 |
| (6) 長期借入金（※3） | 172,154 | 171,442 | △711 |
| (7) リース債務（※4） | 5,671 | 6,069 | 397 |
| 負債計 | 399,733 | 398,790 | △942 |

（※1） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4） 1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(3) 投資有価証券

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債 (5) 長期借入金 (6) リース債務

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。社債、長期借入金のうち固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|-----------------|
| 非上場株式 | 5,091 |
| 関係会社株式 | 4,245 |
| 出資金 | 73 |

非上場株式、関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 352,115 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 233,831 | — | — | — |
| 合計 | 585,947 | — | — | — |

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | — | — | — |
| 長期借入金 | 84,244 | 52,098 | 20,798 | 9,996 | 5,018 | — |
| リース債務 | 917 | 948 | 979 | 1,012 | 1,045 | 768 |
| 合計 | 105,161 | 73,046 | 41,777 | 11,008 | 6,063 | 768 |

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 393円97銭
- 1株当たり当期純利益 14円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 726,820 | 流 動 負 債 | 303,764 |
| 現 金 及 び 預 金 | 336,771 | 買 掛 金 | 71,108 |
| 受 取 手 形 | 170 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 売 掛 金 | 233,660 | 1年内返済予定の長期借入金 | 84,244 |
| 商 品 及 び 製 品 | 37,703 | リ ー ス 債 務 | 917 |
| 仕 掛 品 | 102,885 | 未 払 金 | 48,548 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 74 | 未 払 費 用 | 15,436 |
| 前 払 費 用 | 11,071 | 未 払 法 人 税 等 | 27,891 |
| そ の 他 | 18,890 | 預 り 金 | 3,089 |
| 貸 倒 引 当 金 | △14,407 | 賞 与 引 当 金 | 17,659 |
| 固 定 資 産 | 153,800 | 株 主 優 待 引 当 金 | 2,147 |
| 有 形 固 定 資 産 | 18,188 | そ の 他 | 12,721 |
| 建 物 | 6,293 | 固 定 負 債 | 133,603 |
| 土 地 | 2,590 | 社 債 | 40,000 |
| リ ー ス 資 産 | 5,558 | 長 期 借 入 金 | 87,910 |
| 車 両 運 搬 具 | 495 | リ ー ス 債 務 | 4,753 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 3,249 | そ の 他 | 940 |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,082 | 負 債 合 計 | 437,368 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 4,938 | (純 資 産 の 部) | |
| そ の 他 | 144 | 株 主 資 本 | 442,129 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 130,530 | 資 本 金 | 139,732 |
| 投 資 有 価 証 券 | 8,399 | 資 本 剰 余 金 | 89,845 |
| 関 係 会 社 株 式 | 4,900 | 資 本 準 備 金 | 45,057 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 36,000 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 44,787 |
| 出 資 金 | 73 | 利 益 剰 余 金 | 213,016 |
| 長 期 前 払 費 用 | 121 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 213,016 |
| 保 険 積 立 金 | 39,104 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 213,016 |
| 破 産 更 生 債 権 等 | 11,879 | 自 己 株 式 | △465 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 12,184 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,123 |
| そ の 他 | 29,745 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,123 |
| 貸 倒 引 当 金 | △11,879 | 純 資 産 合 計 | 443,253 |
| 資 産 合 計 | 880,621 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 880,621 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2018年11月1日)
(至2019年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,008,725 |
| 売 上 原 価 | | 1,140,739 |
| 売 上 総 利 益 | | 867,986 |
| 販売費及び一般管理費 | | 825,795 |
| 営 業 利 益 | | 42,191 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 165 | |
| そ の 他 | 642 | 808 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,321 | |
| 社 債 利 息 | 154 | |
| そ の 他 | 1,432 | 2,907 |
| 経 常 利 益 | | 40,092 |
| 特 別 利 益 | | |
| 受 取 出 向 料 | 1,775 | 1,775 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 41,867 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 27,793 | |
| 法人税等調整額 | △2,481 | 25,311 |
| 当 期 純 利 益 | | 16,556 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2018年11月1日)
(至2019年10月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 139,703 | 45,028 | 44,787 | 89,815 | 196,460 | 196,460 | △446 | 425,531 |
| 事業年度中の 変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権 の行使) | 29 | 29 | | 29 | | | | 59 |
| 自己株式の 取得 | | | | | | | △18 | △18 |
| 当期純利益 | | | | | 16,556 | 16,556 | | 16,556 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 29 | 29 | — | 29 | 16,556 | 16,556 | △18 | 16,597 |
| 当期末残高 | 139,732 | 45,057 | 44,787 | 89,845 | 213,016 | 213,016 | △465 | 442,129 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,002 | 1,002 | 426,534 |
| 事業年度中の 変動額 | | | |
| 新株の発行 (新株予約権 の行使) | | | 59 |
| 自己株式の 取得 | | | △18 |
| 当期純利益 | | | 16,556 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 121 | 121 | 121 |
| 事業年度中の変動額合計 | 121 | 121 | 16,718 |
| 当期末残高 | 1,123 | 1,123 | 443,253 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

① 市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,182千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 878千円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 10,002千円 |
| 営業費用 | 3千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式(株) | 299 | 13 | — | 242 |

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 720千円 |
| 貸倒引当金 | 8,051千円 |
| 賞与引当金 | 5,409千円 |
| 株主優待引当金 | 657千円 |
| 減価償却費超過額 | 1,213千円 |
| 投資有価証券評価損 | 534千円 |
| 資産除去債務 | 1,373千円 |
| その他 | 3,129千円 |
| 繰延税金資産小計 | 21,090千円 |
| 評価性引当額 | △8,409千円 |
| 繰延税金資産計 | 12,680千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △496千円 |
| 繰延税金負債計 | △496千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 12,184千円 |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械および装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 392円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円68銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

丸の内監査法人

| | |
|-------------|-----------------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 金 光 良 昭 印 |
| 業 務 執 行 社 員 | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 間 達 哉 印 |
| 業 務 執 行 社 員 | |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択

及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

丸の内監査法人

| | |
|------------------------|---------------|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 金光良昭印 |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 間 達 哉 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、

不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の代表者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月26日

アートグリーン株式会社 監査役会

| | | |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 横 田 孝 | Ⓜ |
| 監 査 役 | 藤 本 健 介 | Ⓜ |
| 監 査 役（社外監査役） | 山 田 孝 雄 | Ⓜ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の規定を新設するものであります。また、条文の新設に伴い、現行定款第33条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------|--------------------------------------|
| (新設) | <u>(補欠監査役の選任の効力)</u> |
| | <u>第33条 会社法第329条第3項に基づき</u> |
| | <u>選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後</u> |
| | <u>4年以内に終了する事業年度の</u> |
| | <u>うち最終のものに関する定時株</u> |
| | <u>主総会の開始の時までとする。</u> |
| 第33条～第47条 (条文等省略) | 第34条～第48条 (現行どおり) |

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤本健介氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の 株式の数 |
|--|---|--|---------------------|
| 新任 なが おか とおる 長 岡 徹 (1952年11月15日生) | 1976年4月 | 大和証券投資信託販売株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 | 一株 |
| | 1987年10月 | ユニバーサルファイナンス株式会社出向 | |
| | 1998年6月 | 同社財務部長 | |
| | 2000年6月 | つばさ証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 帰任 | |
| | 2010年4月 | 常陽証券株式会社出向 | |
| | 2012年12月 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社帰任 | |
| | 2017年11月 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社退職 | |
| | 【社外監査役候補者とした理由】 長岡徹氏は、証券会社等にて業務審査や財務部長を歴任しており、それらの知見を当社の監査体制に活かしていただけたと考え、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | | |

- (注) 1. 長岡徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 長岡徹氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 長岡徹の監査役選任が承認可決され就任した場合、当社は、長岡徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 長岡徹氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任され就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | | 所有する 当社の 株式の数 | | |
|---|-------------------------------|---------------------------|---------------------|----|----|
| 新任 おのひろ なお 小野裕有 (1980年6月11日生) | 2003年10月 | 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 | 一株 | | |
| 2009年1月 | あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 退所 | 一株 | | | |
| 2009年4月 | 小野裕有公認会計士事務所 所長(現任) | | | 一株 | |
| 2018年6月 | 公益財団法人スペイン舞踊振興MARUWA財団 監事(現任) | | | | 一株 |
| 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 小野裕有氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・知見等を当社の監査体制に活かしていただけたと考え、補欠の社外監査役候補者といたしました。 | | | | | |

- (注) 1. 小野裕有氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 小野裕有氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 小野裕有氏が社外監査役に就任した場合、当社は、小野裕有氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：TKP新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
受付開始は午前9時30分を予定しております。



(交通アクセス)

| | | |
|----------|-----------|---------|
| JR線 | 新橋駅 烏森口 | (徒歩約4分) |
| 都営三田線 | 内幸町駅 | (徒歩約9分) |
| 都営浅草線 | 新橋駅 A1 出口 | (徒歩約3分) |
| ゆりかもめ | 新橋駅 A1 出口 | (徒歩約4分) |
| 東京メトロ銀座線 | 新橋駅 8 出口 | (徒歩約5分) |

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。